

別冊

八尾市部落差別解消推進基本方針(案)
(資料編 同和地区住民の生活等の実態)

目 次

はじめに

1. 人口構成と世帯類型の特徴

2. 人口と世帯の構造変化をもたらしたもの

- 1) 人口の転出・転入の実態
- 2) 人口の転出・転入をもたらした要因
- 3) 同和地区住民の出生地

3. 調査から明らかとなった社会的課題

- 1) 所得水準の低さ
- 2) 就労をめぐる実態と課題
- 3) 生活困窮および福祉ニーズの高い人たちの実態

まとめ

はじめに

部落差別は、差別を受けた者に深い心の痛みをもたらすことになるが、それだけにとどまらず、ややもすると他者への不信、自信喪失、孤立、社会関係の断絶などの問題へと広がり、経済的社会的な諸課題を抱え込むことも多い。また、同和地区における人口の転出・転入が進み、生活等における新たな課題が登場することもある。この資料編では、八尾市内の同和地区における人口の転出・転入、それに伴い人口構成と世帯構成の変化、社会的な課題としての生活困窮、就労や福祉の課題などの実態を明らかにする。

1. 人口構成と世帯類型の特徴

八尾市内の2つの同和地区の年齢階層別人口と世帯の類型別構成を明らかにする中で、それらの特徴を明らかにする。表2-1は、3つの年齢階層について整理したものである。2つの同和地区の合計の数値を八尾市全体と比較すると、15歳未満人口と15-64歳人口の割合が低く、65歳以上の高齢者人口が5.7%と高いことがわかる。とりわけ、B地区における高齢者人口の割合が31.0%ときわめて高くなっていることがわかる。その要因は、とくに75歳以上の後期高齢者割合が14.4%と高いことがある。このことは、高齢者に対する福祉的支援が鍵となっていることをうかがわせる。

なお、同表では、人口に占める外国籍市民の人口の割合も示した。八尾市全体に比べて当該地区は4倍と高く、とりわけA地区では、その割合が12.8%と極めて多くなっている。A地区では主に、「ベトナム籍」市民、「韓国・朝鮮籍」市民、「中国籍」市民が多く、B地区では「韓国・朝鮮籍」市民、「中国籍」市民が多い。このことから、多文化共生の推進に取り組むことが求められていることが推測される。

次に、世帯の類型別構成をみてみよう。表2-2は、それを示している。人口構成から分かったことと同じように、高齢世帯の割合が、八尾市全体に比べて5.6%も高く28.5%となっている。とりわけ、B地区では30.5%と3割近い水準に達しており、後期高齢者人口比率が高いことから高齢単身者世帯の割合もきわめて高い。

また、この表からは、母子世帯や生産年齢の単身者世帯の割合も高いという特徴もうかがえる。

表2-1 八尾市内同和地区年齢階層別人口の構成 2010年

	15歳未満	15-54歳	65歳以上	うち 外国籍		
				65-74歳	75歳以上	市民
A地区	11.1%	64.3%	24.6%	16.1%	8.5%	12.8%
B地区	10.8%	58.2%	31.0%	16.6%	14.4%	5.6%
両地区	10.9%	61.4%	28.6%	16.4%	12.2%	8.3%
八尾市全体	13.8%	63.3%	22.9%	13.1%	9.8%	2.0%

出所:八尾市・大阪市立大学人権問題研究センター2020『八尾市における「対象地域」の状況』6,46,56,68ページ。

表 2-2 八尾市内同和地区世帯の類型別構成 2010 年

	夫婦 世帯	夫婦と 子ども	高齢者 世帯	うち高齢 単身者世帯	母子 世帯	生産年齢 世帯	単身者世帯
A 地区	7.1%	23.4%	25.2%	14.6%	10.3%	24.3%	
B 地区	7.8%	20.7%	30.5%	19.6%	11.2%	22.3%	
両地区	7.5%	21.8%	28.5%	17.7%	10.8%	23.0%	
八尾市全体	8.9%	32.0%	22.9%	11.1%	8.7%	16.1%	

出所: 表 2-1 と同じ、8,46,57,68 ページ。

表 2-3 八尾市内同和地区の人口と世帯数の変化

	2000 年			2010 年			増減率	
	人口	世帯数	一世帯 世帯員数	人口	世帯数	一世帯 世帯員数	人口	世帯数
A 地区				2,320	1,053	2.20 人		
B 地区	3,993	1,053	3.79 人	3,873	1,773	2.18 人	-3.0%	+40.6%
両地区				6,193	2,826	2.19 人		
八尾市全体	274,777	101,670	2.70 人	271,400	108,704	2.50 人	-1.8%	+ 6.9%

出所: 表 2-1 と同じ、3,55 ページ。八尾市『平成 12 年国勢調査 八尾市版』3,39 ページ。

表 2-4 高齢者世帯・母子世帯の増加傾向

	高齢者世帯		うち高齢夫婦世帯		うち高齢単身者世帯		母子世帯	
	2000 年	2010 年	2000 年	2010 年	2000 年	2010 年	2000 年	2010 年
A 地区	14.5%	25.2%	6.1%	10.6%	7.4%	14.6%	3.0%	10.3%
B 地区	20.2%	30.5%	9.5%	19.6%	10.7%	19.6%	4.9%	11.2%
八尾市全体	15.1%	22.9%	7.9%	11.8%	7.2%	11.1%	-	8.7%

出所: 表 2-1 と同じ、8,46,57,68 ページ。桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』。安中人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『安中人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』。

表 2-3 と表 2-4 は、2000 年と 2010 年の人口、世帯数、高齢者世帯、母子世帯の割合を示している。人口については、B 地区のデータしかないが、この 10 年間に 3.0% も人口が減少しており、八尾市全体の 1.8% に比べて 1.7 倍のスピードで人口減少が進んだことがわかった。他方、B 地区の世帯数はこの 10 年間で 40% も増加し、八尾市全体の増加傾向を 8 倍上回るスピードで増えたことがわかった。

この要因は、表 2-4 にみられるように、高齢者世帯と母子世帯の増加があることがわかる。なおデータはないが、単身世帯の増加もまた増加したのではないかと推測できる。そして、これらの結果、一世帯平均世帯員数が 2.19 人という低い水準となった。八尾市全体においても世帯員数の減少が進んでいるが、B 地区の減少の勢いはすさまじいものがある。

2. 人口と世帯の構造変化をもたらしたもの

1) 人口の転出・転入の実態

転出人口の動向については、国勢調査などでは調査されていないことから、その詳細の実態は掴めない。しかし、上でみたように、2000 年から 2010 年にかけて、同和地区の人口は緩やかに減少しつつも、世帯数は相当数増えるという現象が見られ、またその増加は、世帯員数の少ない高齢

者世帯、母子世帯、生産年齢単身者世帯によるものであったことから、同和地区から標準世帯などが相当数転出したことが推測される。

表 2-5 年齢階級別にみた総人口に占める転入人口の割合 2010 年

	0-14 歳	15-24 歳	25-34 歳	35-44 歳	45-54 歳	55-64 歳	65-74 歳	75 歳以上	全 体
A 地区	26.0%	25.7%	36.8%	23.2%	16.5%	14.3%	14.9%	10.6%	20.4%
B 地区	27.6%	26.2%	37.1%	29.3%	15.5%	10.3%	6.9%	4.1%	18.2%
両地区	27.0%	26.0%	37.0%	26.8%	15.9%	11.8%	10.0%	6.4%	19.1%
それ以外の市内	23.5%	22.7%	44.3%	27.7%	16.0%	10.5%	7.6%	7.8%	19.9%

出所：表 2-1 同じ、44,65-66 ページ。

他方、2010 年の国勢調査では、「過去5年間に現在の住所に『転入』してきた人口」の数を知ることができる。それをまとめた表 2-1 によると、同和地区人口の転入率(不明を除く)は 19.1%(A 地区 20.4%、B 地区 18.2%)であり、「それ以外の市内」の転入率は 19.9%であった。このことから、当該地域への住民の転入状況は、八尾市全体の転入状況とほぼ同じであったことがわかる。

ただし、55 歳-74 歳の年齢層では、同和地区において「それ以外の市内」に比べて転入者割合が高く、25~54 歳の年齢層では逆に低くなっている。実際に、全転入者に占める 55 歳以上の人の割合は、同和地区では 22.6%と、それ以外の地区の 16.9%を 5%近く上回っており、他方 25~54 歳の年齢層では、同和地区では 38.4%を占め、「それ以外の市内」の 55.7%に比べ 17%も少ないことがわかった(ちなみに、24 歳以下では、それぞれ 28.5%、27.4%と大きな差はない)。このように、同和地区への転入者は、高齢者層が相対的に多いことがわかった。

いずれにしろ、同和地区では人口数は緩やかな減少傾向にあるとはいえ、人口の転出・転入がかなりの規模で進むという現象がみられた。また、その転出は両親と子どもから構成された標準世帯などが多く、転入は高齢者世帯、母子世帯、生産年齢単身者世帯のが相対的に多いことがわかった。

2) 人口の転出・転入をもたらした要因

この人口の転出・転入という現象をもたらした大きな要因は、同和地区の住宅事情にあると考えられる。

表 2-6 は、八尾市内同和地区における市営住宅数およびその入居状況を示している。八尾市内には、4つの市営住宅があり、2010 年において合計 2,042 戸があった。このうち、これら2つの同和地区には全体の 89.1%にあたる 1,819 戸があった。これらの住宅は 1970・80 年代における住宅改良事業の成果として生まれたものであり、2010 年当時、A 地区では全世帯の 30.3%、B 地区では全世帯の 60.6%が市営住宅に居住していた。

表2-6 八尾市内同和地区の市営住宅数および入居状況 2010年

	市営住宅の 管理戸数	公営借家 入居世帯	公営借家入 居世帯割合	持ち家 世帯割合	民間借家入 居世帯割合	その他 住宅
A 地区	399 戸	319 世帯	30.3%	41.7%	23.2%	4.8%
B 地区	1,420 戸	1,072 世帯	60.6%	26.0%	12.4%	1.0%
両地区	1,819 戸	1,391 世帯	49.3%	31.8%	16.5%	2.4%

出所:八尾市 2010『八尾市公的住宅のあり方について～市営住宅の整備・管理の基本方針～』11ページ。表2-1と同じ、58ページ。

同和特別対策が終了した 2002 年 4 月以降、これらの改良住宅は、一般の公営住宅と同等の扱いとなり、「応能応益家賃制度」が新たな家賃制度として適用され、また、その後国が定めた住宅確保要配慮者に対する公的支援策のひとつとして「真に住宅に困窮する世帯を優先した的確な対応」が図られた¹。これにともなって、新規入居世帯募集における募集枠として「八尾市にお住まいの方等で、現在住宅に困っている低所得者の方」「収入基準に合致する方」「現に同居する親族がある方、結婚予定の方など(※家賃は収入等により異なります)」などが設けられ、安定層および若年層において市営住宅から転出する者が増え、他方、高齢者世帯、母子世帯、障がい者や低所得層など社会的課題を有する人びとの転入が増えることになった。

このようにして、公営住宅がこの 2 つの同和地区に集中していること、また公営住宅を対象とした新たな施策が実施されたことを要因として、人口並びに世帯の構造が大きく変わることとなったのである。

このように、八尾市内の同和地区では一定の人口の転入・転出がみられたが、それは、安定層および若年層の転出、高齢者世帯、母子世帯、低所得層など社会的課題を有する人びとの転入というかたちで進んできた。こうした傾向は、都市部および都市近郊に位置する同和地区を多く抱える大阪府内の多くの同和地区と共通したものであった²。

3) 同和地区居住者の出生地

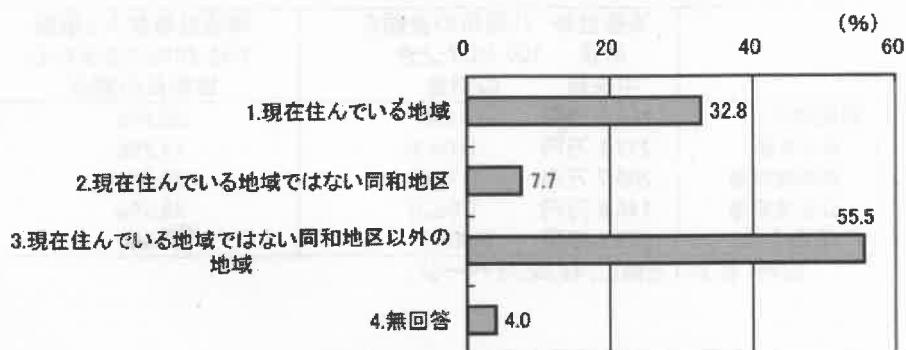
このような人口・世帯の転出・転入は、当然のこととして、居住者の出生地の多様化をもたらすことがある。図 2-1 は、2010 年における同和地区住民の出生地について調査されたものである。出生地が「現在住んでいる地域」である者は 32.8% と 3 分の 1 であるのに対して、「現在住んでいる地域ではない同和地区以外の地域」が 55.5% と半数を超えていることがわかる。また、「現在住んでいる地域ではない同和地区」が 7.7% あった。

¹ 八尾市 2010『八尾市公的住宅のあり方について～市営住宅の整備・管理の基本方針～』

2 ページ、16 ページ。

² 2010 年の国勢調査並びに行政データを活用して行った調査を踏まえて、大阪府が取りまとめた報告書では、次のように整理された。「制度上、公営住宅の入居者は、収入額に制限があり、収入超過者又は高額所得者と認定された場合、住宅を明渡すことを求められる。また、新たに入居する人も低額所得者である。このため、公営住宅や改良住宅が多く整備されている地域においては、結果として、生活実態面の課題を有する人が多く居住することとなり、このことが、課題の集中が見られる背景のひとつと考えられる」(大阪府府民文化部人権局 2016『旧同和対策事業対象地域の課題について—実態把握の結果および専門委員の意見を踏まえて—』13-14 ページ)。

図2-1 同和地区住民の出生地 2010年調査



出所：八尾市 2010『人権についての意識調査報告書(さまざまな人権他)』15ページ。

なお、この人口の転出・転入の結果もたらされた出生地の多様化によって、同和地区に居住している住民の「同和地区出身者であると思うか」という問い合わせに対する意見もまた多様化した。この問い合わせに対する回答では、「そう思う」34.4%、「そう思わない」49.2%、「わからない」11.4%と、大きく割れた。ただし、「そう思う」を選んだ回答者に対して聞いた理由(複数回答)では、「同和地区が出生地だから」(55.3%)というだけでなく、それ以上に「現在同和地区に住んでいるから」と回答した人が 64.1%と多くなっていた³。

このようにして、八尾市内同和地区では、同和地区を出自にもたない者の割合が相当高くなつた。しかし、高齢者世帯、母子世帯、低所得層など社会的課題を有する人びとの割合が高くなり、部落差別の解決はもちろんであるが、それ以外の多様な社会的課題の解決という課題もまた重要なところである。

3. 調査から明らかになった社会的課題

1) 所得水準の低さ

2010 年の国勢調査データを使った調査では、同和地区住民の生活や就業の実態についての分析を行なっている。所得状況については、世帯所得のうち一人の世帯員の取り分となる所得を意味する等価世帯所得と、八尾市全体の等価世帯所得5階層の下位 20%の所得額以下に含まれる世帯員の割合を使って分析を行なっている。残念なことに世帯類型別の分析はないが、住宅所有形態別と地区別の分析を行なっていることから、それらを取りまとめた。

³ 八尾市 2010『人権についての意識調査報告書(さまざまな人権他)』18 ページ。

表 2-7 住宅所有形態別住民の所得状況 2010 年

	等価世帯 所得 中央値	八尾市の金額を 100 としたとき の割合	等価世帯収入5階層 下位 20%に含まれる 世帯員の割合
同和地区	203.9 万円	(76.9)	32.9%
持ち家層	278.1 万円	(104.9)	17.2%
民間借家層	205.7 万円	(77.6)	30.7%
公営借家層	146.6 万円	(55.3)	49.3%
八尾市全体	265.1 万円	(100.0)	20.0%

出所: 表 2-1 と同じ、48,52,73 ページ。

表 2-8 地区別住民の所得状況 2010 年

	等価世帯 所得 中央値	八尾市の金額 を 100 とした ときの割合	等価世帯収入 5階層下位 20 %に含まれる 世帯員の割合	等価就労所得 5階層下位 20 %に含まれる 世帯員の割合
同和地区	203.9 万円	(76.9)	32.9%	23.6%
A 地区	221.8 万円	(83.7)	29.2%	23.7%
B 地区	193.6 万円	(73.0)	35.3%	23.5%
八尾市全体	265.1 万円	(100.0)	20.0%	20.0%

出所: 表 2-1 と同じ、70,73,74 ページ。

表 2-7 に示した住宅所有形態別の等価世帯所得(世帯所得のうち一人の世帯員の取り分となる所得)中央値をみると、公営借家層は 146.6 万円と八尾市全体 265.1 万円、同和地区 203.9 万円に比べて相当に低く、八尾市全体の 55.3% であった。また、八尾市における等価世帯収入を5階層に分けた時、その下位 20% 水準の所得額以下の世帯員の割合は、公営借家層においてはほぼ半数の 49.3% に上った。

表 2-8 に示した地区別住民の等価世帯所得中央値では、公営借家入居世帯割合が 60.6% を占める B 地区の所得額が低く、八尾市全体の 73.0% であった。また、等価世帯収入5階層下位 20% 水準の所得額以下の世帯員割合は、B 地区では 35.3% と低い。等価就労所得5階層下位 20% 世帯員の割合では、B 地区は 23.5% と他と大差がないことから、B 地区世帯員の所得水準の低さは、就労以外の収入すなわち年金収入や生活保護費などの給付で暮らす人が多いことを物語っている。

これらのことから、同和地区では、公営住宅入居世帯を中心に低所得層が多く暮らしていることがわかる。

表 2-9 は、2つの同和地区の各世帯類型の住宅所有形態別構成を示している。「夫婦と子ども世帯」以外の全ての世帯推計において、公営借家に暮らす人の割合が、45% 以上となっており、とくに、高齢単身者は 59.8%、母子世帯 60.0%、単身世帯 53.8% と、高い割合を占めている。同和地区と八尾市全体の世帯類型別構成を比較した表 4-17 をみると、同和地区の高齢単身世帯、母子世帯、単身世帯の割合が、八尾市全体のそれぞれの世帯割合の 1.4~1.8 倍多くなっている。

表 2-9 同和地区の各世帯類型の住宅所有形態別構成 2010 年

住宅所 有形態	高齢夫	高齢単	母子	男親と子	単身	夫婦	夫婦と子								
	婦世帯	身世帯	世帯	ども世帯	世帯	世帯	ども世帯								
持ち家	125	42.4%	92	19.1%	68	23.1%	26	38.8%	74	11.8%	81	39.5%	345	58.2%	
民間借家	22	7.5%	101	21.0%	48	16.3%	8	11.9%	162	25.8%	25	12.2%	58	9.8%	
公営借家	147	49.8%	288	59.8%	177	60.0%	33	49.3%	338	53.8%	97	47.3%	183	30.9%	
その他	1	0.3%	1	0.2%	2	0.7%	0	0.0%	54	8.6%	2	1.0%	7	1.2%	
合計	295	100.0%	482	100.0%	295	100.0%	67	100.0%	628	100.0%	205	100.0%	593	100.0%	

注:この表では、「その他親族」「非家族」という世帯類型は表示していない。

出所:表 2-1と同じ、14 ページ。

表 2-10 同和地区と八尾市の世帯類型別構成 2010 年

	高齢夫	高齢単	母子	男親と子	単身	夫婦	夫婦と子	その他	合 計
	婦世帯	身世帯	世帯	ども世帯	世帯	世帯	ども世帯	・不明	
同和地区	9.8%	8.0%	12.1%	2.6%	10.5%	6.8%	36.4%	13.8%	100.0%
八尾市全体	9.6%	4.5%	8.6%	1.4%	6.5%	7.2%	47.6%	14.6%	100.0%

注:「その他」には、「その他親族」「非家族」という世帯類型が含まれる。

出所:表 2-1と同じ、9 ページ。

以上のことから明らかになったことは、①八尾市全体に比べて、同和地区の所得水準が低いこと、②その大きな要因として、公営借家の所得水準の低さがあること、③とりわけ同和地区では高齢単身世帯、母子世帯、単身世帯が多いが、これらの世帯はまた公営借家においても高い割合を占めていることから、これらの世帯がとくに低所得層を構成していると考えられる。

2)就労をめぐる実態と課題

表 2-11 では、同和地区の労働力率と失業率を示した。労働力率では、15 歳以上 65 歳未満人口からなる生産年齢人口のそれは、同和地区と八尾市全体はほぼ同じ水準にある。しかし、65 歳以上人口の労働力率をみると、八尾市全体に比べて同和地区は 8.7% も低く、特に B 地区の割合は 9.1% と極めて低いことがわかる。これは、表 2-1 で見たように B 地区では 75 歳以上の後期高齢者の割合が極めて高いことが影響しているからであろう。

次に失業率を見ていこう。2010 年は、2009 年のいわゆるリーマンショックの影響を受けて全国的に失業率が上昇した時期であるが、全国の中でも大阪の失業率は 8.0% と高い水準にあった⁴。こうした中で、八尾市の失業率はほぼ大阪府の平均的な水準にあったといえるが、同和地区の失業率はその 2 倍の水準、とりわけ B 地区のそれは 2.4 倍の高さであった。これはまた、生産年齢人口、65 歳以上人口の失業率においても、同じ傾向であったことがわかる。

⁴ 2010 年の失業率の全国平均は 6.4% で、大阪府は 47 都道府県の中で 45 位と極めて高かった（大阪府『大阪の現況データ』）。

表 2-11 八尾市内同和地区住民の労働力率と失業率 2010 年 (%)

	労 働 力 率			失 業 率		
	15 歳以 上人口	生産年 齢人口	65 歳以 上人口	15 歳以 上人口	生産年 齢人口	65 歳以 上人口
A 地区	56.6	70.7	19.5	11.1	11.5	7.4
B 地区	49.2	71.2	9.1	18.8	19.4	11.2
両地区住民	52.0	71.0	13.6	15.6	16.2	9.3
八尾市民全体	58.4	72.2	22.3	7.8	7.9	7.4

注:労働力率は、15 歳以上人口のなかで現に仕事についている人の割合。

失業率は、15 歳以上の労働力人口に占める失業者の割合である。

「就業上の地位・雇用形態別の構成」は、就業者数を 100%とした時の割合。

出所:表 2-1 と同じ、21,23-24,61 ページ。

この同和地区の失業率の高さの要因を知るには、就業者の就業上の地位・雇用形態(表 2-12)、ならびに就業者の職業別構成(表 2-13)を見ていく必要がある。表 2-12 をみると、八尾市全体に比べて同和地区では、役員と正規雇用者の割合の低さ、非正規雇用者の割合の高さがみられた。表 2-13 の就業者の職業別構成において、同和地区が八尾市全体より割合が明確に低いものを拾うと、管理、専門技術、事務であり、逆に高いものは生産工程、輸送運転、運搬清掃等であった。これらから、同和地区に失業者が多かったのは、雇用の不安定さを抱えた非正規雇用者の割合が高いこと、また、生産工程、輸送運転、運搬清掃等などのブルーカラー層が多いことに起因していると考えられる。なお、B 地区が特に失業率が高いことの要因は、これらのデータからは明らかとはならなかった。

表 2-12 八尾市内同和地区就労者の就業上の地位・雇用形態 2010 年

	就業上の地位・雇用形態別の構成			
	役員 雇用者	正規 雇用者	非正規 雇用者	自営及び 家族従業者
A 地区	4.5	41.1	36.0	12.4
B 地区	3.2	43.5	34.2	13.2
両地区	3.9	41.5	35.0	12.8
八尾市民全体	6.2	48.9	27.9	13.1

注:労働力率は、15 歳以上人口のなかで現に仕事についている人の割合。

失業率は、15 歳以上の労働力人口に占める失業者の割合である。

「就業上の地位・雇用形態別の構成」は、就業者数を 100%とした時の割合。

出所:表 4-8 と同じ、21,23-24,63 ページ。

表 2-13 八尾市内同和地区就労者の職業 2010 年

	就業者の職業別の構成										
	管理 技術	専門 技術	事務	販売	サー ビス	生産 工程	輸送 運転	建設 採掘	運搬 清掃等	その 他	合計
A 地区	1.8	7.5	14.2	13.1	11.3	21.7	4.0	4.6	11.2	14.6	100.0
B 地区	1.3	7.1	14.3	11.1	13.8	21.1	5.8	4.8	10.2	10.6	100.0
両地区住民	1.4	7.3	14.2	12.0	12.7	21.3	5.0	4.7	10.7	10.7	100.0
八尾市民全体	2.5	12.2	19.1	14.5	11.0	17.9	3.3	4.2	6.4	8.9	100.0

出所:表 2-1 と同じ、35,63 ページ。

3)生活困窮および福祉ニーズの高い人たちの実態

生活困窮の状況にある人たちに関するデータは、非課税人口割合、生活保護受給世帯割合、子どもいる世帯については就学援助利用児童の割合などから知ることができる。表 4-21 はその状況を示している。A 地区と B 地区の非課税人口割合と生活保護受給世帯割合は、八尾市全体の数値を大きく上回っている。特に生活保護率は、A 地区では 13.4%、B 地区では 22.1%と、八尾市全体の 4.5%のそれぞれ3倍、5倍という状況にあった。就学援助利用児童の割合については、B 地区についてしか情報は得られなかったが、これを八尾市と比較すると、極めて高い割合となっている。このことから、生活困窮世帯が、同和地区に多いことがわかる。

また、生活保護受給世帯の世帯類型別構成は、B 地区についてみると、表 4-22 の通りであり、高齢者世帯、その他世帯が多いことがわかる。高齢者世帯が多いのはもちろん、地域全体で単身高齢者世帯、夫婦高齢者世帯の割合が多いことによる。その他世帯が多いのは、失業率が高いことから、そうした人々が仕事を見つけられず生活保護を申請したことによるだろう。これはまた、全国的に見られた傾向であった。

表 4-18 生活困窮者向け支援策の利用状況 2011 年調査

	非課税 人口割合	生活保護受 給世帯割合	就学援助利用児童の割合 ¹⁾	
			小学校	中学校
A 地区	61.6%	13.4%		
B 地区	69.7%	22.1%	64.9%	92.5%
八尾市民全体	54.9%	4.5%	34.3%	37.1%

注:A 地区の 2011 年の就学援助利用児童の割合は、不明である。

出所:安中人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『安中人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』10,14-16 ページ。

桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』7-8,10 ページ。

表 4-19 B 地区生活保護受給世帯の類型

	生 活 保 護 受 給 世 帯				
	高齢者 世帯	母子 世帯	傷病者 世帯	障がい 者世帯	その他 世帯
B 地区	47.8	9.3	21.1	6.4	15.4
八尾市民全体	40.8	15.6	26.1	11.9	5.6

出所:桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』9 ページ。

表 4-20 障がい者および介護保険認定状況 2011 年調査

	人口に占める 障がい者の割合	高齢者人口に占める介護保険 (要支援・要介護)認定状況		
		要支援	要介護	合 計
A 地区	-	2.1%	3.3%	5.4%
B 地区	10.9%	4.1%	6.9%	11.0%
八尾市民全体	5.2%	1.6%	8.0%	9.6%

出所:安中人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『安中人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』12 ページ。

桂人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014『桂人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』9-10 ページ。

同和地区における障がい者の割合は、表 4-23 から知ることができる。A 地区の割合は不明であるが、B 西郡地区では 10.9%と八尾市全体の 4.5%の2倍と、高い水準にあった。

介護保険における要支援・要介護の認定を受けた者の割合は、A 地区と B 地区では大きく異なる。A 地区では、八尾市全体の約半分近くの低い水準であった。これについて、2011 年の報告書⁵では、「介護保険制度についての意見」を調査・分析し、次のようにコメントしている。

「過去の厳しい生活状況（労働環境、食生活、衛生状態等）を考えると、加齢とともに体力の低下や衰弱が早くなったり、病気や身体の痛みがあちこちに出てくると考えるのが普通」であり、支援・介護を必要とする高齢者は潜在的に多い。しかし、実際には認定率が著しく低いのは、「読み書きが不得手な高齢者にとって、介護保険制度が理解しにくいことや、認定されてもサービスを受ける際の自己負担があることなど」が原因となって、利用をためらわせていると分析した。このことから、支援制度へのアクセスが十分にできないいる人たちの存在が浮き彫りとなった。

なお、B 地区については、表 4-8 で後期高齢者人口比率が八尾市全体の 1.5 倍近く高いことを考慮すれば、要支援・要介護の認定を受けた者の割合がもう少し高くなってよいのではないかと推測される。このことから、B 地区においても、A 地区と同じような問題があるかもしれない。

まとめ

以上の分析から、以下のことがわかった。

第一に、八尾市内の同和地区では、人口の転出・転入が、八尾市全体と同じように進んできたが、公営住宅政策により、経済的に安定した層の流出、低所得層の転入という傾向をもたらしたことがわかった。第二に、これにともなって、同和地区では、同和地区を出自にもたない者の割合が高くなった。第三に、外国人の流入も多いことがわかった。第四に、これらの転入者を中心に、高齢者世帯、母子世帯、低所得層など社会的課題を有する人びとの割合が高いことがわかった。第五に、生産年齢層においては、非正規雇用者の割合が高く、またブルーカラーの職業に従事する者が多いことから、雇用不安定層が多く、実際に失業率も極めて高いことがわかった。これらはまた、低所得という問題に容易に結びつく。第六に、生活保護受給者など生活困窮にある者の割合が高いことがわかった。第七に、障害者の割合も高いことがわかった。最後に、福祉制度利用に関する実態もわかった。支援・介護の制度を利用している高齢者は多くないが、福祉制度の利用において課題を抱える高齢者が多いことから、介護認定者の割合が低くなっていることがわかった。

以上のことから、同和地区では、生活、就労、福祉に関わる課題が山積していることがわかった。また、この同和地区の現状が、ネットを活用した差別の拡散という動きと相まって、新たな差別を生む可能性もある。したがって、生活、就労、福祉に関わる課題の解決は、当事者の人たちが日本社会において市民として生きる上で認められた社会的諸権利を確保するための施策として具体化されなければならないが、合わせて、これは部落差別解消に向けた取り組みの重要な柱を構成するものであるといえるだろう。

5 安中人権コミュニティセンター地域実態調査実行委員会 2014 『安中人権コミュニティセンター地域実態調査報告書』 26 ページ。

現代における部落差別解消という課題は、人権意識を高める取り組みとあわせて、これらの生活や就労、福祉における課題に向けた新たな取り組みの検討が求められている。

最後に、国、大阪府ならびに八尾市は、これまで多くの調査を実施してきた。これらを、表 2-5 にまとめておく。

表 2-5 国、大阪府ならびに八尾市における部落の実態および部落差別に関する調査

調査対象年	国・大阪府を対象にした調査	八尾市を対象にした調査
1990(昭和65)年	大阪府「同和対策事業対象地域住民生活実態調査」。	
2000(平成12)年	大阪府「同和問題の解決に向けた実態等調査」。大阪府民意識調査・地区住民意識調査・地区生活実態調査・被差別体験者ヒアリング調査など。	
2000(平成12)年 5月		八尾市「同和問題の解決に向けた実態等調査：生活実態調査報告」2002年1月刊。
2005(平成17)年	大阪府「人権問題に関する府民意識調査報告書」2006年刊。	
2005(平成17)年	大阪府「同和問題の解決に向けた実態把握」。2013年2月の大坂府同和問題解決推進審議会で報告。行政データを活用した実態把握。	
2009(平成21)年		八尾市「市営住宅入居者及び市民の住宅に対する意識等調査」2009年11月刊。
2009(平成20)年 10月～ 2010(平成22)年 1月		八尾市「人権についての市民意識調査報告書」2010年3月刊。対象：街頭市民、同和地区住民、障害者市民、韓国・朝鮮籍市民。 八尾市「同報告書：調査結果からわかること」2010年8月刊。同和地区住民、障害者市民、韓国・朝鮮籍市民。
2010(平成22)年	『国勢調査を活用した実態把握報告書【第1次】』2014年9月刊。『同報告書【第2次】』2015年2月刊。 2010年国勢調査を活用。	
2010(平成22)年		八尾市・大阪市立大学人権問題研究センター「八尾市における「対象地域」の状況」2020年3月刊。総務省統計局『国勢調査』2010年の調査票情報を独自集計。
2010(平成22)年 11月	大阪府「人権問題に関する府民意識調査：基本編」2011年3月刊。 「同：分析編」2012年3月刊。	
2011(平成23)年	大阪府「行政データを活用した実態把握集計結果」。2013年2月公表。	

2011(平成23)年	大阪府総合福祉協会「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」2012年3月刊。	
2014(平成26)年 2~3月		八尾市桂人権センター地域実態調査実行委員会「桂人権センター地域実態調査報告書」2014年6月刊行。
2014(平成26)年 2~6月		八尾市安中人権センター地域実態調査実行委員会「安中人権センター地域実態調査報告書」2014年6月刊。
2014(平成26)年 11月~12月		八尾市「人権コミュニティセンター(隣保館)に関する住民意識調査報告書」2015年3月刊。
2015(平成27)年 10~11月	大阪府「人権問題に関する府民意識調査」2016年3月刊。	
2015(平成27)年 3月		八尾市「平成27年度 人権についての市民意識調査報告書」2015年3月刊。対象は市民。
2015(平成27)年 度~2017(平成29)年度	法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書」2020年6月刊。	
2019(令和1)年 10月		八尾市「令和元年度 人権についての市民意識調査報告書」2020年3月刊。対象は市民。